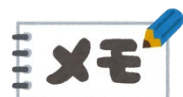


法定点検等の実施

空気環境の測定（P 1 / 2）

空気環境の測定とは？

「建築物衛生法」や「人事院規則（事務所衛生基準規則）」では、衛生環境確保のため、**空気環境（温湿度、二酸化炭素濃度など）を良好に保つことが規定**されており、それらを確認するための、「測定」についても規定があるため、「空気環境の測定」を行う必要があります。



①具体的な測定等の内容は？

法令等	点検対象		測定者の資格	周期	測定項目										記録の保存
					量	浮遊粉じんの含有率	一酸化炭素の含有率	二酸化炭素の含有率	温度	外気温度	相対湿度	気流	ヒドの量	ホルムアルデヒド	
建築物衛生法	建築物衛生法の特定建築物に該当する建築物（事務庁舎の場合は3,000㎡以上）	空気調和設備がある室	建築物環境衛生管理技術者の監督のもと行われること	2ヶ月以内毎	●	●	●	●			●	●			記録を五年間保存
		機械換気設備がある室			●	●	●					●			
		建築物の使用を開始した時		使用を開始した時点から直近の6/1～9/30までの間で1回									●		
人事院規則（事務所衛生基準規則）	国の職員が勤務する建築物全て	中央管理方式の空気調和設備を設けている室	無し	2ヶ月以内毎		●	●	●		●	●	●			記録を三年間保存

※人事院規則では、浮遊粉じんの量の測定の規定はないが、管理規定があるため、測定するほうが望ましい。

※人事院規則では、中央管理方式以外の場合、測定義務はないが、空気環境の管理規定はある。

法定点検等の実施

空気環境の測定（P 2 / 2）



実施にあたっての留意点など

- ・測定は**専用の機器が必要**となります。
- ・外注する場合は、対象の法令、基準について明記するようにしましょう。
- ・「建築物衛生法」にも「事務所衛生基準規則」にも測定する項目に対して管理基準値があり、その基準値内となるよう調節することが大事ですので、**管理基準値に対しての判定を必ず行う**ようにしましょう。
- ・人事院規則では、中央管理方式以外の場合、測定義務の対象ではないが、空気環境の管理規定はあるので、その確認のため、ある程度期間で定期的に測定は行うほうが望ましいと考えられます。



【関係する根拠法令等】

【建築物衛生法】 法 第4条1項・2項、施行規則 第3条の2

【人事院規則】 人事院規則10-4 第15条、関連通知「人事院規則10-4の運用について」
事務所衛生基準規則第7条、労働安全衛生法施行令第21条第5号



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・国の職員が勤務する施設で中央管理方式の空気調和設備がある場合、点検対象は“ある”を選択して下さい。（空気環境の管理規定の確認のため法的義務以外で自主的に測定している場合は、点検対象は“なし”）